「学校法人五島育英会（東京都市大学原子力研究所に係る規制法第二十三条第一項の規定に基づく原子炉の設置の許可に係る地位に限る。）	神奈川県川崎市麻生区王禅寺九百七十一番地

に改める。

第十　核燃料物質の受託貯蔵に関する規則の規定に基づき、線量限度等を定める告示（平成十二年科学技術庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「主務大臣（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十条第一項各号に掲げる受託貯蔵者の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。）」を「原子力規制委員会」に改める。

第八条第六項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第十一　特別会計に関する法律施行令第五十一条第一項第二号の文部科学大臣が定める同号イに掲げる交付金に係る基準（平成十二年総理府告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

「加工施設（以下「加工施設」という。）又は」を「加工施設（以下「加工施設」という。）若しくは」に、「原子力発電施設等、加工施設又は」を「その区域の一部が発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第二条に規定する発電用施設のうち原子力発電施設（設置する予定のものを含み、独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するもの及び設置する予定のものを除く。）の周囲三十キロメートルの区域内にある市町村又は同条に規定する発電用施設のうち原子力発電施設（独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するもの又は設置する予定のものに限る。）若しくは原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設その他の原子力発電と密接な関連を有する施設、加工施設若しくは」に、「又は予定されている市町村」を「若しくは予定されている市町村」に改める。

第十二　原子力災害対策特別措置法第十二条第一項の規定に基づき、緊急事態応急対策拠点施設を指定する件（平成十四年文部科学省告示第十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

試験研究の用に供する原子炉を設置する原子力事業所等に係る緊急事態応急対策等拠点施設を指定する件

「緊急事態応急対策拠点施設」を「緊急事態応急対策等拠点施設」に改める。

表中「財団法人核物質管理センター」を「公益財団法人核物質管理センター」に改める。

第十三　原子力・エネルギー教育支援事業交付金交付規則（平成十四年文部科学省告示第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条第一項第二号チ」を「第五十一条第一項第二号リ」に改める。

第二条第二号中「第十三条第二項」を「第十三条第二項第二号」に改める。

第十一条第三項中「前項」を「第二項」、「納期日まで」を「同項の期限まで」に、「納期日の」を「当該期限の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の期限は、同項の規定による命令の日から二十日以内とする。ただし、交付金事業者が地方公共団体である場合において、同項の規定による命令を受けて行う交付金の返還のための予算措置につき議会の議決が必要であり、かつ、当該期限までに当該交付金の返還をすることが著しく困難と見込まれるときは、同項の規定による命令の日から九十日以内で同項の期限を定めることができる。

第十二条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第十四　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の溶接検査及び運搬物確認に関する省令に基づき文部科学大臣が定める研修を定める告示（平成十五年文部科学省告示第百五十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

試験研究の用に供する原子炉等に係る独立行政法人原子力安全基盤機構の確認等に関する省令に基づき原子力規制委員会が定める研修を定める告示

第一条中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の溶接検査及び運搬物確認に関する省令」を「試験研究の用に供する原子炉等に係る独立行政法人原子力安全基盤機構の確認等に関する省令」に、「検査省令」を「確認省令」に改める。

第三条中「検査省令」を「確認省令」に、「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条を第五条とする。

第二条中「検査省令第三条第一号から第四号まで」を「確認省令第三条の二第一号から第四号まで」に、「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（廃棄確認員資格研修）

第四条　確認省令第三条の三第二号の原子力規制委員会が定める研修は、次の表の上欄に掲げる科目について同表の下欄に掲げる研修時間行うものとする。

科目	研修時間
一　廃棄確認を受ける物の性状等 二　廃棄物埋設及び廃棄物管理に関する技術 三　関係法令及び廃棄確認の方法	三十時間

第一条の次に次の一条を加える。

（放射能濃度確認員資格研修）

第二条　確認省令第三条第二号の原子力規制委員会が定める研修は、次の表の上欄に掲げる科目について同表の下欄に掲げる研修時間行うものとする。

科目	研修時間
一　放射能濃度確認を受ける物の性状等 二　放射線測定に関する技術 三　関係法令及び放射能濃度確認の方法	三十時間

第十五　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等との関係を定める告示（平成十七年文部科学省告示第百六十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「施行令」の下に「（以下「令」という。）」を加え、「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第二十三条第一項第三号若しくは第五号に掲げる原子炉又は法第五十三条第三号」を「試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する原子炉（令第一条第一号又は第二号に該当するもの及び船舶に設置するものを除く。）若しくは船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であって蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。）であって研究開発段階にあるもの（発電の用に供するものを除く。）をいう。）又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第五十三条第二号」に改め、第一号中「財団法人核物質管理センター」を「公益財団法人核物質管理センター」に改め、本則を第一条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二条　令第六十三条第一項の表第五号の原子力規制委員会が告示で定めるものは、法第二十三条第二項第五号に規定する原子炉施設（試験研究用等原子炉に係る原子炉施設に限る。）又は法第五十二条第二項第七号に規定する使用施設であって、前条各号に掲げる工場又は事業所に設置されるものとする。